

令和3年度 第2回大阪支部評議会の議事概要

開 催 日	令和3年10月25日(月) 14:30~16:30
開 催 場 所	大阪科学技術センター 7階 700号会議室
出 席 者	有澤評議員、岩崎評議員、北山評議員(議長)、小松評議員、渋谷評議員、辻評議員、瀨谷評議員、永尾評議員、山下評議員(五十音順)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度保険料率に関する論点について 2 インセンティブ制度の見直しについて 3 令和4年度大阪支部保険者機能強化予算について 4 その他
議 事 概 要 (主な意見等)	<p>1 令和4年度保険料率に関する論点について</p> <p>事務局より資料に基づき説明。</p> <p>≪主な意見≫</p> <p>【事業主代表】</p> <p>以前から、保険料率が下がるほうが良いという意見があることは承知しているが、現状を考えると保険料率を引き下げることが難しいと考える。10%の平均保険料率を維持しつつ、保険料の適正な給付・運営を行っていただきたい。</p> <p>【学識経験者代表】</p> <p>保険料率10%を維持すべきだと考える。ただ資料を見ると、法定準備金は6か月分ほど積みあがるという試算が出ているため、社会情勢を鑑み、一時的にでも保険料率を下げる議論をしたほうがよいのではないか。</p> <p>【議長】</p> <p>コロナ禍で大変な事業所もある状況で、保険料率の引き下げの議論をしたほうがよいという意見をいただいた。保険料率の納付猶予制度を設けるなど、厳しい状況にある事業所に対する支援などもあるため、実際に保険料率を引き下げることが難しいかもしれないが、検討はしたほうがよいと考える。</p> <p>【事業主代表】</p> <p>保険料率を10%で維持していても、3年後に赤字となるのであれば、5、6か月分の準備金はすぐになくなると思われる。10%を維持し、これ以上の引き上げはないようにしてもらいたい。</p> <p>【議長】</p> <p>令和4年度保険料率について、変更時期に関しては従来通り、保険料率に関しては中長期的な</p>

運営を見据え、10%を維持する。ただ、準備金残高の増加も考慮し、短期的にでも保険料率の引き下げを検討してもよいのではないか、ということによろしいか。

【評議員】

異議なし。

2 インセンティブ制度の見直しについて

事務局より資料に基づき説明。

《主な意見》

【被保険者代表】

実績評価項目については、評価割合を、実績4：伸び率6にすることに関して賛成である。また、後発医薬品の使用割合に関して、国目標の8割に達している地域が多い以上、インセンティブ制度の評価項目としては必要ないと考える。

【学識経験者代表】

インセンティブの減算対象支部に関しては、対象数を減らすべきだと考える。インセンティブ保険料率の引き上げに関しても、社会情勢を考えると据え置くべきだと考える。

【学識経験者代表】

インセンティブ保険料率に関しては、0.01%に引き上げたほうがよいと考える。財源を確保し、減算対象支部とそうでない支部で差をつけなければインセンティブ制度の意味が無いのではないか。政令通り、減算対象支部を2分の1、インセンティブ保険料率0.01%でよいのではないか。

また、後発医薬品の使用割合に関しては評価項目から除外し、健診関係の評価項目を重視すべきと考える。

【議長】

後発医薬品の使用に関しては、インセンティブだけでなく、地域別の医療費にもかかわってくるため、保険料率の計算の際にダブルカウントになっているのではないかという意見があることを認識している。

【被保険者代表】

令和2年度の実績評価に関して、緊急事態宣言下で特定健診を実施できなかった支部に関しては、かなり影響が出ているが、実際に補正を行うことは難しいという認識でよろしいか。

【事務局】

昨年度に比べて実績の評価を補正することが難しいのは事実である。そのうえで、実績評価の補正が必要であるか、またインセンティブ保険料率を引き上げるのか、据え置くのかについて

議論していただきたい。

【被保険者代表】

やはりかなりの不公平感は否めない。補正が可能であれば補正したほうがよいが、できないのであれば、そういった支部に対しては一定の配慮をすべきである。

【議長】

意見としては、評価指標に関しては伸び率を重視し、ジェネリック医薬品に関しては評価項目から除外してもいいのではないかと。また、減算対象支部に関しては据え置きもしくは減少させる、インセンティブ保険料率に関しては0.007%に据え置くということによろしいか。

【評議員】

異議なし。

【事業主代表】

インセンティブ制度に関して、認知度が低いように感じる。事業主として社員に広報しているところではあるが、こういった評議会などに関わっていなければ、制度の理解ができず、受診率向上に結び付かないのが実態であると思われる。インセンティブ制度の周知も含め、事業者、加入者に対して受診勧奨が進むような事業展開をお願いしたい。

【事務局】

そういった視点も含めて事業運営に反映していきたいと思う。

3 令和4年度大阪支部保険者機能強化予算について

事務局より資料に基づき説明。

《主な意見》

【被保険者代表】

スマートフォンの位置情報を利用し、医療のかかり方について個人向けの広報をするとあるが、対象者の抽出方法によっては、なぜ自分が広報の対象になったのかが理解できず、混乱を招くのではないかと。事前に広報が必要ではないかと。また、抽出対象者は協会けんぽの加入者に限定されるのか。

【事務局】

抽出対象に関しては、協会けんぽの加入者に限らず広報することになる。ただ、協会けんぽ限定の情報ではなく、一般的な医療制度の情報を広報しようと考えているため、加入者以外に向けて広報したとしてもデメリット等はないと考える。ただ、こういった広報をやることを事業主・加入者に事前に周知し、混乱を招くことを防ぐ必要は十分にあると感じた。

【事業主代表】

保険料率の低減に関して、予防医学の観点から健診に対する広報を重点的にどう展開していくかが重要である。足元の健診をおろそかにしてはいけない。特定健診とがん検診の同時実施の展開について興味があるので、もう少し詳しく教えてほしい。

【事務局】

コロナ禍で、特定健診とがん検診について会場をおさえて集団健診の形式で実施するというのが難しいケースも増えている。協会けんぽで契約している病院で、都合の良い日程で、がん検診を同時に受診していただくという取り組みを、自治体と共同で令和4年度はさらに拡大していきたい。

【事業主代表】

皆様に広く行き渡るように広報をお願いしたい。

4 その他について

事務局より資料に基づき説明。

《主な意見》

特になし。

特記事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・傍聴者：なし・次回開催：令和4年1月予定 |
|--|